第51号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年6月5日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例(昭和36年豊川市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第12条中「、資産割額」を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項第1号中「100分の43」を「100分の50」に改め、 同項第2号を削り、同項第3号中「100分の31」を「100分の35」に 改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「100分の14」を「100 分の15」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「所得割にあって は」及び「、資産割にあっては小数点以下第2位未満」を削る。

第16条中「、資産割額」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条の2第1号中「第15条第1項第4号ア」を「第15条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第15条第1項第4号イ」を「第15条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第15条第1項第4号ウ」を「第15条第1項第3号ウ」に改める。

第20条の2の2中「、資産割額」を削る。

第20条の2の4を次のように改める。

第20条の2の4 削除

第20条の2の5第1項第1号中「100分の43」を「100分の50」

に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の31」を「100分の35」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「100分の14」を「100分の15」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「所得割にあっては」及び「、資産割にあっては小数点以下第2位未満」を削る。

第20条の2の6中「、資産割額」を削る。

第20条の2の8を次のように改める。

第20条の2の8 削除

第20条の2の10第1号中「第20条の2の5第1項第4号ア」を「第20条の2の5第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第20条の2の5第1項第4号イ」を「第20条の2の5第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第20条の2の5第1項第4号ウ」を「第20条の2の5第1項第3号ウ」に改める。

第20条の2の11中「14万円」を「16万円」に改める。

第20条の3中「、資産割額」を削る。

第20条の5を次のように改める。

第20条の5 削除

第20条の6第1項第1号中「100分の43」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の31」を「100分の35」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100分の14」を「100分の15」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「所得割にあっては」及び「、資産割にあっては小数点以下第2位未満」を削る。

第20条の7中「12万円」を「14万円」に改める。

第26条第1項第2号中「(当該世帯主は除く。)」及び「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第5項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例の規定は、平成26年度 以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料につい

ては、なお従前の例による。

理由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い後期高齢者 支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げ並びに保険料の軽減 対象世帯の拡大を行うとともに、保険料の負担の公平化を図るため保険料算定 に係る資産割を廃止し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからであ る。